

ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

改正案				現行							
<p>(家庭系廃棄物の市の処理施設の受入基準)</p> <p>第21条 市民は、<u>家庭系廃棄物</u>を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、市長は、当該<u>家庭系廃棄物</u>が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。</p> <p>別表第1(第25条関係)</p>				<p>(家庭系一般廃棄物の市の処理施設の受入基準)</p> <p>第21条 市民は、<u>家庭系一般廃棄物</u>を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、市長は、当該<u>家庭系一般廃棄物</u>が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。</p> <p>別表第1(第25条関係)</p>							
(単位：円)				(単位：円)							
種別	区分			単位	金額		種別	単位	金額		
一般家庭系廃棄物の処理	マットレス(スプリング入りに限る。)			1枚につき	1,500		1	一般廃棄物の処理	家庭系廃棄物	0	
	折りたたみベッド			1台につき	1,000				事業系一般廃棄物	10キログラムにつき	100
	マッサージチェア			1台につき	1,500		2	産業廃棄物の処理	法第11条第2項に規定する産業廃棄物のうち、市が定める物に限る。	10キログラムにつき	100
	座椅子(不燃素材を使用しているものに限る。)			1台につき	500						
	ソファ	スプリング入り	3人以上用	1台につき	1,500						
			2人用	1台につき	1,000						
			1人用	1台につき	500						
	スプリングなし(不燃素材を使用しているものに限る。)			1台につき	500		3	動物の死体の処分	1体につき	1,000	
	オルガン			1台につき	1,500						
	電子ピアノ			1台につき	1,500						
	電動機付健康器具(最長辺が1m以上のものに限る。)			1台につき	1,000						
	自動車用キャリアボックス			1台につき	500						
	自転車			1台につき	500						
	畳			1枚につき	500						

	事業系一般廃棄物	10kgにつき	220
産業 廃棄物 の 処理	法第11条第2項に規定する産業廃棄物のうち 市が定める物	10kgにつき	220
動物 の死 体の 処分		1頭につき	1,000

備考 市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入したときの手数料は、  
この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

別表第2(第32条関係)

(単位：円)

種別	単位	金額
一般廃棄物処理業の許可申請手数料	1件につき	5,000
一般廃棄物処理業許可証の再交付手数料	1件につき	3,000

別表第2(第32条関係)

(単位：円)

	種別	単位	金額
1	一般廃棄物処理業の許可申請手数料	1件につき	5,000
2	一般廃棄物処理業許可証の再交付手数料	1件につき	3,000